

（第三十四條）  
出納簿  
第四條  
第六十條  
第三十三條

根拠人協働會大支所

財団法人協働會大阪支所

日本海員組合役員選舉規則改正案

第五條を左の如く改む

・前條規定投票は郵送、托送又は持参の方法により大會（總會）開會前に投票箱に投入すべし

第十一條を左の如く改む

・投票は大會（總會）席上に於て之を締切り選舉立會人立會の上之を開票採點す。選舉立會人は大會（總會）に諮り之を定む

第十三條を左の如く改む

・選舉日誌、投票紙、委任狀、採點用紙は次期大會（次期總會）迄之を保管する事を要す

以上